

緑化推進事業実施要領

(趣 旨)

第1 公益社団法人群馬県緑化推進委員会（以下「本会」という。）は、本会の目的を達成するため別表に定める事業を行うものとし、その実施に関して必要な事項はこの要領の定めるところによる。

(事業計画書)

第2 地区緑化推進委員会委員長（以下「地区委員長」という。）は、事業計画書（別記様式第1号）を本会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 前項の事業計画の提出期限は、理事長が別に定めるものとする。

(事業費の決定)

第3 理事長は、事業費を決定したときは、事業費決定通知書（別記様式第2号）により、地区委員長へ通知するものとする。

(完了報告)

第4 地区委員長は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内に事業完了報告書（別記様式第3号）を理事長へ提出しなければならない。

(標識等の設置)

第5 地区委員長は、緑化事業の施行地には、その趣旨を記載した標識を設置するものとする。

(維持管理)

第6 地区委員長は、交付した樹木の善良な維持管理が図られるよう、市町村等樹木交付を受けた施設の管理者を指導しなければならない。

(書類の整備)

第7 地区委員長は、当該事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を事業を完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

付 則

- 1 この要領は昭和60年度事業から適用するものとする。
- 2 この要領は昭和62年度事業から適用するものとする。
- 3 この要領は平成8年度事業から適用するものとする。
- 4 この要領は平成14年度事業から適用するものとする。
- 5 この要領は平成17年度事業から適用するものとする。
- 6 この要領は平成18年度事業から適用するものとする。
- 7 この要領は平成20年度事業から適用するものとする。
- 8 この要領は平成23年5月12日から適用するものとする。
- 9 この要領は令和3年度事業から適用するものとする。

別 表

事業細目	事業の内容	事業の範囲等
緑化運動推進事業	<p>理事長は、毎年総会の議決に基づき、植樹の適期に「緑化運動推進期間」並びに「緑化運動強調月間」を設定し、この期間に次の行事を実施して緑化思想の普及、啓発を図り、県民総参加による緑化推進運動を展開する。</p> <p>1 「緑の募金」の実施 緑の募金については、別に定める「緑の募金実施要領」により実施するものとする。</p> <p>2 群馬県植樹祭の開催 関係機関と協力し、植樹祭を開催するものとする。</p> <p>3 緑化苗木配布会の開催 関係機関と協力し、緑化苗木配布会を開催するものとする。</p> <p>4 その他特に必要な行事</p>	
緑豊かな地域づくり事業	<p>理事長は、緑の募金の成果をもとに地区委員長が実施する次の事業に必要な経費を予算の範囲内において交付するものとする。</p> <p>1 保育園、小、中、高等学校、公民館、その他公共的施設の緑化推進に必要な樹木の交付及び緑化苗木交付会の開催。</p> <p>2 緑化技術の普及、緑化思想の高揚、森林・緑のはたらきや大切さを学ぶために必要な講演会、研修会の開催。</p> <p>3 緑化思想の高揚に必要な地域活動。</p> <p>4 その他理事長が特に必要と認めるもの。</p>	<p>1 樹木等の交付については、樹木、支柱資材、客土用土、標識とし、1 施行地の事業額は、概ね1,000,000円以下とする。</p> <p>2 講演会、研修会の開催については、次に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)実施基準 ア 対象者は公募により選定するものとする。ただし、小中学校等の児童・生徒を対象とする場合はこの限りでない。 イ 実施内容に、体験学習、施設や催事の見学を含めることができる。ただし、体験学習にあつては指導者の指導を伴うものとし、施設や催事の見学にあつては左欄2の要件を満たし、且つ、見学自体を研修の主たる目的としないものとする。 ウ 講師、指導者の選定にあつては有識者、森林インストラクター、緑のインタープリター等を活用し、事業の効果が充分発揮されるよう留意する。ただし、小中学校等の児童生徒を対象とする場合にあつては、教諭を充てることことができる。</p> <p>(2)交付対象経費 講師謝金、講師旅費、印刷製本費、消耗品費、広告料、通信運搬費、保険料、会場使用料及びバス借上料</p> <p>(3)交付限度額 1 事業につき、次のうちいずれか低い方とする。 ア 実際に要した経費の額 ただし参加者から負担金を徴して交付対象経費に充てる場合は、その額を控除する。 イ 80,000円 ただし有償によるバス借上げを伴う場合には、1台につき90,000円を加算する。</p> <p>3 地域活動費は、1地域当たり300,000円以内とする。</p> <p>4 特認に係る経費は、1実施主体あたり概ね500,000円とする。</p>

別記様式第1号

令和 年度 緑化推進事業計画書

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人
群馬県緑化推進委員会理事長 様

地区郷土緑化推進委員会委員長 印

令和 年度事業を、別紙事業計画書のとおり実施したいので提出します。

(注) 別記様式第1号-1～3を添付すること。

緑豊かな地域づくり事業計画書

区 分	市 町 村	施行箇所 (実施場所)	内 容	事 業 費	実 施 時 期
ア、緑化整備				円	
イ、緑化苗木配布会					
小 計					
研修会等					
小 計					
特 認					
地 域 活 動 費					円
事 業 費 合 計					円

(注) 1 緑化整備については、位置図(1/25,000~1/50,000)を添付すること。

2 内容欄には、次の事項を記入すること。

(1) ア、緑化整備及び 施行面積、植栽樹種、本数等

イ、緑化苗木配布会 配付場所、配布樹種、本数等

(2) 研修会等 題名、対象、参加人数等

緑豊かな地域づくり事業（研修会等）実施計画書

題 名	
実 施 日	
場 所	
目 的	
内 容	
対 象	
経 費	添付の別記様式第1号-3による
そ の 他	

1 事業費		円		(ア+イ=「2」+「3」)	
1 の 内 訳 内	ア 交付対象経費		円		
	ア	講師謝金	円 (@	円×	人)
		講師旅費	円 (@	円×	人)
		印刷製本費	円 ()
		消耗品費	円 ()
		広告料	円 ()
		通信運搬費	円 ()
		保険料	円 (@	円×	人)
		会場使用料	円 ()
		バス借上料	円 (@	円×	台)
		計	円		
1 の 内 訳 内	イ 交付対象外経費		円		
	イ	計	円 (@	円×	人)
2 負担金		円		(ウ+エ)	
2 の 内 訳 の 説 明 使 途	2	計	円 (@	円×	人)
	2	ウ 交付対象外経費充当	円		
		ウ の内 訳	計	円	円
	エ	交付対象経費充当 （「2」-ウ）	円		
3 交付金		円		(キ)	
3 の 説 明	オ 算定交付限度額		円		
	オ の内 訳	基本額	円		
		加算額	円×		
		計	円		
カ	実際に要した経費 （ア-エ）	円			
キ	交付限度額 （オとカのうち、低い方）	円			

令和 年度 緑化推進事業費交付決定通知書

群 緑 第 号
令和 年 月 日

地区郷土緑化推進委員会委員長 様

公益社団法人
群馬県緑化推進委員会理事長

令和 年 月 日付 第 号により事業計画書の提出があった、
令和 年度緑化推進事業について、下記のとおり事業費を交付します。

記

1 交付決定額

事業費細目	項目(施行箇所)	金額
緑豊かな地域づくり事業	緑化整備	
	研修会費	
	地域活動費	
	特認事業費	
	小計	
計		

2 事業を完了すべき日 令和 年 月 日

3 事業費交付の条件は、緑化推進事業実施要領に定めるところによる。

4 交付した事業費は、その交付条件に違反した場合、その全部又は一部を取り消すことがある。

別記様式第3号

令和 年度 緑化推進事業完了報告書

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人
群馬県緑化推進委員会理事長 様

地区郷土緑化推進委員会委員長 印

このことについては、別紙実績報告書のとおりです。

(注) 実績報告書(別記様式第3号-1)を添付すること。

令和 年度 緑豊かな地域づくり事業実績報告書

1 事業計画総括表

事業	施行箇所数	施行面積	交付樹木の種類及び本数	金額
ア、緑化整備	ヶ所	m ²	種類 本	円
イ、緑化苗木配付会				
小計				
緑化啓発活動	研修会等開催	回	円	実施期日
	地域活動費		円	
	小計		円	
特認	内容			
	金額		円	
事業費計				円

2 事業の内容
 (1) 緑化整備及び緑化苗木配付会

市町村	施行箇所 及び名称	樹 木				そ の 他 (支柱資材、客土用土、標識)				金 額 計	樹木交付 年月日	植 栽 年月日	備 考
		樹 種	数 量	単 価	金 額	品 目	数 量	単 価	金 額				

(2) 研修会等開催

題 名	
実 施 日	
場 所	
目 的	
内 容	
参 加 者	
事業費内訳	添付の別記様式第1号-3による